

事務連絡
令和6年5月

排水設備指定工事店 各位

常滑市下水道課

排水設備工事に係る申請書類の様式等変更について(通知)

排水設備工事に係る申請書類について、令和6年6月1日付にて下記の通り変更します。令和6年6月1日以降の申請については新たな様式での申請をお願いします。

なお、当面の間、旧様式による申請を受け付けますが、その場合でも公共汚水ます設置調書等の添付が必要です。

新しい様式等については、市の窓口でお受け取りいただくか、HPからダウンロードをお願いします。

記

1 変更の概要

(1) 【変更】排水設備確認申請書の様式の変更

水洗便所改造資金融資あっせん制度の廃止に合わせ様式の修正を行いました。

- ① 「工事」の種類の変更(実施する工事について複数選択)
- ② 申請者が土地・建物等の所有者と同一の場合等のチェックボックス
- ③ 融資あっせん希望の有無の廃止
- ④ 付帯工事に係る浄化槽種別の記入の導入

(2) 【廃止】公共汚水ます設置申請書等の廃止

排水設備確認申請書との重複として、公共汚水ます設置申請書及び承諾書について廃止しました。

(3) 【新規】公共汚水ます設置調書及び公共汚水ます変更調書の作成

公共汚水ますの設置や変更を伴う排水設備工事において、公共汚水ます設置工事の概要がわかるよう調書を工事店が作成し、確認申請書に添付してください。

(4) 【変更】除害施設設置等届及び水質管理責任者届の変更

記載内容について条例施行規則に合わせて簡素化するとともに、水質管理責任者の経歴書の添付を廃止しました。

<問合せ先>

常滑市建設部下水道課

電話 0569-47-6124

排水設備に関する申請書類の様式変更について

令和6年6月1日より排水設備の設置等に係る申請書類について様式及び運用を変更します。

1 【変更】排水設備等(計画・計画変更)確認申請書の様式変更

改造資金融資あっせん制度の廃止に伴い、様式を一部変更しました。令和6年6月1日以降の申請は新様式での申請をお願いします。なお、当面の間旧様式での申請も受け付けます。

排水設備等確認申請書の変更点

排水設備等(計画・計画変更)確認申請書

常滑市長殿 年 月 日

申請者 住所 氏名 電話

排水設備等の計画・計画変更の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

申請区分	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改造
設置場所	常滑市
使用区分	☐ 家庭用 ☐ 事業用 ☐ その他()
工事の種類	☐ 汚水設備 ☐ 取付管 ☐ 公共汚水ます ☐ 除毒施設 ☐ その他()
使用水の種類	☐ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ その他()
工事施工期間	年 月 日 ~ 年 月 日
指定工事店名	所在地 名称 代表者 電話
土地所有者の承諾	☐ 申請者と同じ(記載不要) 住所 氏名
建物所有者の承諾	☐ 申請者と同じ(記載不要) 住所 氏名
接続する排水設備等の所有者の承諾	☐ 該当無し(記載不要) 住所 氏名
受益者負担金	☐ 完納 ☐ 納付中 ☐ 納期未到来 ☐ 区画整理区域 ☐ 滞納有り

新様式は窓口で配布

実施する工事の種類についてそれぞれチェックしてください

申請者と同じ場合チェックのみ

該当なしの場合チェックのみ

融資あっせん制度の希望の有無の枠の廃止

浄化槽からの切替の場合のその種別を回答

2 【廃止】公共汚水ます設置申請書及び承諾書の廃止

公共汚水ます設置申請書及び土地所有者の承諾書について、排水設備等確認申請書により申請及び承諾が行われているものとして廃止します。なお、変更申請も同様です

3 【新規】公共汚水ます設置調書若しくは変更調書の作成

公共汚水ます設置申請書に代わり、公共汚水ますの設置工事等の概要を整理した設置調書若しくは変更調書を指定工事店が作成して確認申請書に添付する運用に変更します。調書の様式は窓口もしくはHPからダウンロードしてください。

記入例

公共汚水ます設置調書

※ 確認申請時は予定数量等を記入すること。

区分	新規 増設(既設の公共汚水ますの数 個)		
申請者名	常滑 太郎 申請者の署名押印等は不要		
設置場所	常滑市飛香台3丁目3番地の5		
指定工事店	常滑水道㈱		
マ ス 種 類	フリーインバートます・真空ユニット・()		
敷地面積	500 m ²	取付管の有無	有・なし
官民界からの距離	0.5 m	ますの全高	0.8 m
施工方法	BH・人力	舗装の有無	有・なし
铸铁製蓋の使用	不要・要	Pパッキンの使用	なし・有
占用申請	不要・要	道路使用許可	不要・要・水道課
特記事項	(例) 既設取出しはφ200だが、φ100で施工		
下水道課使用欄	確認番号		

- (注) 1 既設の公共汚水ますの数には取壊した公共汚水ますも含む。
 2 店舗、集合住宅等で車両が公共汚水ます上を通行する場合は铸铁製蓋を使用する。
 3 取出しが陶管の場合はPパッキンを使用する。
 4 未使用の取出しを残置させる場合は、その理由について特記事項に記載すること

様式は常滑市公式HP内「下水道—排水設備指定工事店及び排水設備指定工事人の皆様へ(排水設備工事関係)」にあります。

ページ番号 1000952 で検索若しくは QR コードからアクセスしてください。



4 【変更】除害施設設置等届及び水質管理責任者届の変更

申請書記載内容について条例施行規則に合わせて簡素化するとともに、水質管理責任者の経歴書の添付を廃止しました。